

自動車損害賠償責任保険基準料率

平成27年12月16日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔60か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		47,030	46,350	45,670	44,990	44,310	43,630	42,950	42,270	41,590	40,920	40,240	39,560
	(ロ) 小型二輪自動車		20,410	20,160	19,910	19,650	19,400	19,150	18,900	18,640	18,390	18,140	17,880	17,630
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	20,410	20,160	19,910	19,650	19,400	19,150	18,900	18,640	18,390	18,140	17,880	17,630
		検査対象外車	20,320	20,070	19,810	19,560	19,310	19,060	18,810	18,560	18,310	18,060	17,810	17,560

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		38,880	38,190	37,490	36,800	36,110	35,420	34,720	34,030	33,340	32,650	31,950	31,260
	(ロ) 小型二輪自動車		17,380	17,120	16,860	16,600	16,350	16,090	15,830	15,570	15,310	15,060	14,800	14,540
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	17,380	17,120	16,860	16,600	16,350	16,090	15,830	15,570	15,310	15,060	14,800	14,540
		検査対象外車	17,310	17,050	16,790	16,540	16,280	16,030	15,770	15,510	15,260	15,000	14,740	14,490

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		30,570	29,860	29,150	28,450	27,740	27,030	26,330	25,620	24,910	24,210	23,500	22,800
	(ロ) 小型二輪自動車		14,280	14,020	13,760	13,490	13,230	12,970	12,700	12,440	12,180	11,920	11,650	11,390
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,280	14,020	13,760	13,490	13,230	12,970	12,700	12,440	12,180	11,920	11,650	11,390
		検査対象外車	14,230	13,970	13,710	13,450	13,190	12,930	12,670	12,410	12,140	11,880	11,620	11,360

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		22,090	21,370	20,650	19,930	19,210	18,490	17,760	17,040	16,320	15,600	14,880	14,160
	(ロ) 小型二輪自動車		11,130	10,860	10,590	10,320	10,050	9,780	9,520	9,250	8,980	8,710	8,440	8,170
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	11,130	10,860	10,590	10,320	10,050	9,780	9,520	9,250	8,980	8,710	8,440	8,170
		検査対象外車	11,100	10,830	10,570	10,300	10,030	9,770	9,500	9,230	8,970	8,700	8,440	8,170

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔60か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,930	5,910	5,890	5,870	5,850	5,820	5,800	5,780	5,760	5,740	5,720	5,700
	(ロ) 小型二輪自動車		5,930	5,910	5,890	5,870	5,850	5,820	5,800	5,780	5,760	5,740	5,720	5,700
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,930	5,910	5,890	5,870	5,850	5,820	5,800	5,780	5,760	5,740	5,720	5,700
		検査対象外車	5,890	5,870	5,850	5,830	5,810	5,790	5,770	5,750	5,730	5,710	5,690	5,670

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,680	5,660	5,640	5,610	5,590	5,570	5,550	5,530	5,510	5,490	5,460	5,440
	(ロ) 小型二輪自動車		5,680	5,660	5,640	5,610	5,590	5,570	5,550	5,530	5,510	5,490	5,460	5,440
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,680	5,660	5,640	5,610	5,590	5,570	5,550	5,530	5,510	5,490	5,460	5,440
		検査対象外車	5,650	5,630	5,610	5,590	5,570	5,550	5,530	5,510	5,490	5,470	5,450	5,430

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,420	5,400	5,380	5,360	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,200	5,180
	(ロ) 小型二輪自動車		5,420	5,400	5,380	5,360	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,200	5,180
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,420	5,400	5,380	5,360	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,200	5,180
		検査対象外車	5,410	5,390	5,370	5,340	5,320	5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,180

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,160	5,140	5,120	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,980	4,960	4,940	4,920
	(ロ) 小型二輪自動車		5,160	5,140	5,120	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,980	4,960	4,940	4,920
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,160	5,140	5,120	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,980	4,960	4,940	4,920
		検査対象外車	5,160	5,140	5,120	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,990	4,970	4,950	4,920

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔60か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,740	14,580	14,410	14,250	14,090	13,930	13,770	13,600	13,440	13,280	13,120	12,960
	(ロ) 小型二輪自動車		5,680	5,660	5,650	5,630	5,610	5,600	5,580	5,560	5,540	5,530	5,510	5,490
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,800	5,790	5,770	5,750	5,730	5,710	5,690	5,670	5,650	5,630	5,610	5,600
		検査対象外車	5,710	5,690	5,670	5,660	5,640	5,620	5,610	5,590	5,570	5,550	5,540	5,520

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,790	12,630	12,460	12,300	12,130	11,970	11,800	11,640	11,470	11,310	11,140	10,980
	(ロ) 小型二輪自動車		5,480	5,460	5,440	5,420	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,290
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,580	5,560	5,540	5,520	5,500	5,480	5,460	5,440	5,420	5,400	5,380	5,360
		検査対象外車	5,500	5,490	5,470	5,450	5,430	5,420	5,400	5,380	5,370	5,350	5,330	5,310

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,810	10,640	10,470	10,310	10,140	9,970	9,800	9,630	9,460	9,290	9,130	8,960
	(ロ) 小型二輪自動車		5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,160	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,350	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130
		検査対象外車	5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,210	5,190	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,790	8,620	8,450	8,270	8,100	7,930	7,760	7,590	7,410	7,240	7,070	6,900
	(ロ) 小型二輪自動車		5,060	5,040	5,020	5,000	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,900	4,880	4,860
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,110	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,890
		検査対象外車	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	4,990	4,970	4,960	4,940	4,920	4,900	4,880

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔60か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,930	5,910	5,890	5,870	5,850	5,820	5,800	5,780	5,760	5,740	5,720	5,700
	(ロ) 小型二輪自動車		5,680	5,660	5,650	5,630	5,610	5,600	5,580	5,560	5,540	5,530	5,510	5,490
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,690	5,670	5,650	5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500
		検査対象外車	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	5,390	5,370

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,680	5,660	5,640	5,610	5,590	5,570	5,550	5,530	5,510	5,490	5,460	5,440
	(ロ) 小型二輪自動車		5,480	5,460	5,440	5,420	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,290
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,480	5,470	5,450	5,430	5,410	5,400	5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	5,290
		検査対象外車	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,420	5,400	5,380	5,360	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,200	5,180
	(ロ) 小型二輪自動車		5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,160	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,190	5,170	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080
		検査対象外車	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070	5,050	5,040	5,020

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,160	5,140	5,120	5,090	5,070	5,050	5,030	5,010	4,980	4,960	4,940	4,920
	(ロ) 小型二輪自動車		5,060	5,040	5,020	5,000	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,900	4,880	4,860
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,060	5,040	5,030	5,010	4,990	4,970	4,950	4,940	4,920	4,900	4,880	4,860
		検査対象外車	5,010	4,990	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,860	4,840

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{36か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{36 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} + \text{36 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{36 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ホ 保険期間 49 か月を超え 60 か月までの契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} + \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{48 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 37 か月以上 48 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料} \\ &\text{率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ &\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。